

(別紙)

漁業法第 31 条に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法第 31 条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和 6 年 3 月 1 5 日

長崎県知事 大石 賢吾

1. 特定水産資源の種類

くろまぐろ (30kg 以上の大型魚) (以下、「大型魚」という。)

2. 管理期間

令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで

3. 対象となる海区

壱岐海区

4. 壱岐海区の大型魚割当量に対する採捕の数量の率

(3 月 12 日までの暫定値)

7 2 . 6 %

〔	壱岐海区の大型魚採捕量	：	8 1 . 1 6 7 トン	〕
	壱岐海区の大型魚割当量	：	1 1 1 . 7 5 6 トン	

5. 壱岐海区の大型魚割当量に対する採捕の数量の状態

7 割を超過 (令和 6 年 3 月 12 日集計時点)